

<杉並区>

特別養護老人ホーム入所申込みのしおり

(杉並区内・区外協力・自治体間連携の介護老人福祉施設)

申込みできる方

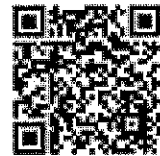
原則要介護3～5と認定され、常時介護が必要で自宅での生活が困難な方
(やむを得ない理由があれば、要介護1・2の方も申込みことができます〔特例入所〕)

提出書類

1. 申込書(第1号様式)
2. 入所申込者状況票(第2号様式)
3. 介護保険被保険者証のコピー(「住所・氏名」と「要介護度」の部分が必要)

【注意】

- ・ 特例入所を希望する方は、「特養以外での生活が困難な理由記入書(要介護1・2)」(第4号様式)も提出してください。
- ・ エクレシア南伊豆に申込みの方は、エクレシア南伊豆入居申込書(第3号様式)も提出してください。エクレシア南伊豆のみに申込みの場合、第1号様式は不要です。
- ・ 申込み等に関する書類は、区のホームページに掲載しています。
右の2次元コードからアクセスできます。



申込書の提出先

特別養護老人ホームの窓口

※このしおりに記載されている施設であれば、どちらでも提出可能です(入所を希望していない施設でも受付できます)。

※郵送による受付については、施設にご確認ください。

- ・ 区役所・ケア24では受付できません。
- ・ 1回の申込みで複数施設を希望できます。申込みの書類は特別養護老人ホームのいずれか1か所に提出してください(希望施設全てに申込書を提出する必要はありません)。

締切

提出する特別養護老人ホームにご確認ください。

特別養護老人ホーム（特養）の種類について

- ・ 従来型・・・多床室（定員2人以上の居室。相部屋）を中心に構成された施設。
- ・ ユニット型個室・・・10人程度の個室とリビングなどの共有スペースを1つの単位（ユニット）として、複数のユニットで構成された施設。

※ 生活保護を受給している場合（社会福祉法人等利用者負担の軽減制度）

ユニット型個室を希望する場合、居住費について事前にケースワーカーに相談してください（この制度を利用できる特養は限られています）。

第一次評価について

- ・ 区では、入所の優先度（緊急度）の第一次評価を行っています。
- ・ 第一次評価は、別表1「第一次評価指標」（P10～11）を基にしています。
- ・ 入所の優先度をA、B、Cの三段階に区分して入所希望者に郵送でお知らせします。

優先度A・・・優先度が高い

優先度B・・・優先度が中程度

優先度C・・・優先度が低い

区外協力外の特別養護老人ホームについて

この申込書で申込みできるのは杉並区内・区外協力・自治体間連携の特別養護老人ホームのみです。それ以外の特別養護老人ホームへの入所を希望する場合は、ご自身で確認のうえお申込みください（都内の施設一覧については、「東京都福祉保健局（<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>）」→キーワード検索で「施設をお探しの方へ」と入力して検索してください）。

なお、比較的早期に入所できる施設もある西多摩地域については、専用のホームページ「**西多摩特養ガイド**（<https://nishitama.jp/>）」がありますので、こちらをご利用ください。

次の場合には申込みが無効になります

1. 申込書の有効期限（1年）を過ぎても再度申込書の提出がない場合
2. 要介護認定が要支援1・2、要介護1・2または非該当になった場合（要介護1・2で特例入所該当者を除く）
3. 要介護認定の有効期間が過ぎても更新の手続きをしなかった場合
4. 特養から入所の意思確認があったにもかかわらず辞退した場合
5. 杉並区を転出した場合（転出後も希望する場合、改めて申込みが必要）

自己負担について

(例：要介護5の場合)

特別養護老人ホームに入所した場合の自己負担

施設サービス費の自己負担額 + 食費 + 居住費 + 日常生活費（理美容代など）

利用料（施設サービス費の自己負担額 + 食費 + 居住費 + 日常生活費）のめやす（月額）

種類		従来型（相部屋）	ユニット型個室
介護負担割合			
利用料	1割	約99,000円～130,000円	約131,000円～202,000円
	2割	約129,000円～164,000円	約159,000円～238,000円
	3割	約159,000円～198,000円	約187,000円～274,000円

- * 上記の利用料は目安です。要介護度や施設の設備などの違いにより、金額に幅があります。
- * 施設によってはこの他に雑費がかかる場合があります。詳細は、各施設におたずねください。
- * 医療費は上記の利用料に含まれません。
- * 被爆者健康手帳をお持ちの方は助成を受けられます。詳細は、各施設におたずねください。

居住費・食費の介護保険負担限度額の認定を受けた場合の利用料の目安（月額）

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額（負担限度額）以上は保険給付されます。日常生活費が別途必要です。

* 第1、2、3①、3②段階の利用料の適用を受けるためには、入所までに介護保険課給付係で「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

種類	従来型（相部屋）	ユニット型個室
利用者負担段階		
第1段階の利用料	約39,000円～66,000円	約62,000円～87,000円
第2段階の利用料	約53,000円～69,000円	約67,000円～92,000円
第3段階①の利用料	約61,000円～82,000円	約90,000円～114,000円
第3段階②の利用料	約82,000円～122,000円	約109,000円～134,000円

申込みから入所までの流れ

申込み 各施設（1か所への提出で複数施設の申込み可）

提出物

- ☆入所希望者全員⇒①申込書、②入所申込者状況票、③介護保険被保険者証のコピー
- ☆要介護1・2の方⇒特養以外での生活が困難な理由記入書
- ☆家族・介護者の状況で、要介護度・障害について示す場合
⇒介護保険被保険者証、各種手帳などのコピー

各施設が申込書類のコピーを区へ送付

杉並区

区が第一次評価をする。

優先度が高い A

優先度が中程度 B

優先度が低い C

入所希望者名簿
申込書・申込者状況票等
を施設へ送付

申込者へ結果通知

当該月の申込みとして施設が受付した場合は翌月中旬頃（締切日は施設にお問い合わせください）
※締切日を過ぎた場合は翌々月中旬頃

各施設

希望している区内施設・区外協力施設・自治体間連携施設

施設の評価基準で
第二次評価をする。

入所検討委員会
入所対象者を第二次評価
結果等により検討する。

※自治体間連携施設（エクレシア南伊豆）については、静岡県入所指針に基づき評価するため、第一次評価の結果は第二次評価に影響しません。

入所の打診

- 各施設は、男女別構成、施設の特性等を勘案し入所者を決定します。
- 事前調査と面接のご案内は、直接施設から申込者に連絡します。
 - 入所の決定は、直接施設から申込者に連絡します。

入所

（問合せ先）

杉並区 高齢者在宅支援課 施設入所係

電話（区代表）03-3312-2111

ファクス 03-5307-0687